

# 介護人材紹介業者への介護職員等の紹介手数料等を助成します

最大100万円!!

## 補助対象者

宇部市内で介護サービス事業所等を運営する法人  
※詳細は裏面参照

## 対象職種

介護福祉士、社会福祉士、（准）看護師、保健師、（管理）栄養士、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等）介護支援専門員、生活相談員、生活援助従事者、生活援助員、福祉用具専門相談員  
※居宅療養管理指導実施者（医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士）は除く



## 補助対象 経費

令和7年12月23日（火）以降に宇部市内の介護サービス事業所等で直接雇用し、かつ3か月以上業務に従事させた介護職員等（※）にかかるもの

- 1 介護サービス事業所等が人材紹介業者から介護職員等の紹介を受け、直接雇用した際に支払った紹介手数料
- 2 外国人介護人材を介護職員等として雇用する際の経費  
※介護職員等とは、介護サービス事業所等で利用者に介護等又は支援する業務を行うものをいい、事務職を除く。

## 補助金額

補助上限100万円

1会計年度につき1法人3人まで

※雇用者1人につき補助対象経費10/10

※千円未満の端数は切り捨て

## 申請期間

令和8年1月から12月28日（月）まで

## 問合せ 申込み

宇部市介護保険課

〒755-8601 山口県宇部市常盤町一丁目7番1号

電話：0836-34-8396／FAX：0836-22-6026

メール：kaigo@city.ube.yamaguchi.jp

## 補助対象者

- 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅介護サービス事業所、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護保険施設、介護予防サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業による指定介護事業所。  
但し、居宅療養管理指導を除くものとする。
- 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する軽費老人ホーム、有料老人ホーム、生活支援ハウス、養護老人ホーム
- 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅
- 公営住宅法（昭和26年法律第193号）等の規定に基づくシルバーハウジング

## 手続の流れ

- 申請 介護サービス事業者等が人材紹介業者等から紹介を受けた者を雇用後、以下の書類を宇部市介護保険課に郵送またはメール（パスワード付）、窓口へ持参し提出  
(提出書類) ①交付申請書（様式第1号）  
②人材紹介業者等と交わした契約書等の写し  
③補助対象経費を確認できる書類の写し（領収書または見積書等）  
④雇用契約書等の写し  
⑤就労証明書（様式第2号）  
⑥宇部市税の滞納のないことの証明書  
※⑥は発行日が申請日から3か月以内のもの  
※他の公的機関等から助成金を受けている、又は受ける予定の場合は、それを証するものの写しを添付すること



➡➡➡市が申請書等を審査し、事業者へ内示を通知

- 雇用3か月後 市へ就労継続証明書（様式第5号）を提出  
※交付申請時に見積書等を提出した場合は、領収書等の補助対象経費を支払ったことを確認できる書類の写しも提出  
※補助金交付申請額に変更がある場合は、以下の書類も提出  
・変更申請書（様式第6号）  
・確認書類

➡➡➡市が事業者へ交付額の決定通知

- 市へ請求書（様式第9号）を提出

➡➡➡市が事業者へ補助金を振込

※詳細は、市ウェブサイトに掲載している補助金交付要綱をご確認ください。ウェブ番号1028212  
各様式も、市ウェブサイトからダウンロードできます。

